

第二十二回 参議院地方行政・大蔵・運輸・建設委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)午後
二時三十分開会

委員氏名

地方行政委員

委員長

小笠原三男君
伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
森下 政一君
安井 謙君
伊能繁次郎君
小幡 治和君
西郷吉之助君
高橋進太郎君
岸 良一君
島村 軍次君
館 哲二君
秋山 長浩君
栗山 良夫君
若木 勝藏君
小林 亦治君
小柳 牧衛君
堀本 鎌三君
大山 郁夫君

運輸委員

委員長

理事
理事
理事

青木 一男君
西川甚五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君
青柳 秀夫君
岡崎 貞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君

建設委員

委員長

理事
理事
理事

宮澤 喜一君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
杉山 昌作君
前田 久吉君
岡 三郎君
野澤 勝君
松本治一郎君
天田 勝正君
松澤 兼人君
鶴見 祐輔君
中川 幸平君
最上 英子君
木村鶴八郎君
船川 義介君
加藤シヅエ君
仁田 竹一君
早川 慎一君
重盛 壽治君
入交 太藏君
岡田 信次君
川村 松助君
黒川 武雄君
一松 政二君
山縣 勝見君
井野 碩哉君
高木 正夫君
三木與吉郎君
内村 清次君
大倉 精一君
小酒井義男君
片岡 文重君
小柳 牧衛君
平林 太一君

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長

理事

委員

小笠原三男君
伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
森下 政一君
小幡 治和君
西郷吉之助君
安井 謙君
岸 良一君
島村 軍次君

大蔵委員

委員長

理事

委員

運輸委員

委員長

理事

委員

館 哲二君
秋山 長浩君
中田 吉雄君
小柳 牧衛君
堀本 鎌三君
青木 一男君
西川甚五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
青柳 秀夫君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
前田 久吉君
天田 勝正君
中川 幸平君
木村鶴八郎君
加藤シヅエ君
仁田 竹一君
早川 慎一君
入交 太藏君
黒川 武雄君
一松 政二君
井野 碩哉君
高木 正夫君
三木與吉郎君
大倉 精一君
小酒井義男君

建設委員

委員長

理事

委員

衆議院議員

國務大臣

大蔵大臣

建設大臣

國務大臣

政府委員

自治庁稅務部長

大蔵省主計局長

運輸政務次官

運輸省自動車局長

建設省道路局長

本日の會議に付した案件
○地方道路稅法案 内閣提出、衆議院送付
○地方道路護手稅法案 内閣提出、衆議院送付

「大蔵委員長青木一男君委員長席に着く」

○委員長(青木一男君) これより地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会を開会いたします。

地方行政、大蔵両委員長の協議によりまして、先ず大蔵委員長たる私が本連合審査会の委員長職務を行い、続いて地方行政委員長に交代して委員長の職務を行なうていただくことにいたしますから、御了承願います。

地方道路税法及び地方道路譲与税法案、以上二案を一括議題といたします。なお議事の進め方でございますが、まず両案の提案の理由を政府より聴取し、次に、地方道路税法が衆議院において修正されておりますので、右の修正点につきまして政府の説明を聴取いたし、引き続き質疑をお願いすることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。それではさうに取り計いたします。

なお、この際委員各位に一言お断り申し上げますが、地方行政、大蔵両委員長との協議により、運輸、建設両委員長の御了承を得まして、本連合審査会は本日一日をもって終了することに申し合せておりますので、お含みの上御協力をお願いいたします。

それではまず地方道路税法案について政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(一萬田尚登君) ただいま議題となりました地方道路税法案につきましては、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の安定及び資本蓄積の促進に資する等のため、租税の軽減合理化をはかることとし、さきに關係法律案の御審議を願つたのであります。また、さきに道路整備五カ年計画の実施に伴う地方道路譲与法の充実は、かかるため地方道路税法を創設することと、ここに地方道路税法案を提出することといたした次第であります。以下、その大要を申し上げます。

地方道路税法案におきましては、国の道路整備五カ年計画の実施に伴う地方団体の道路整備所要財源の増加等の状況に對処するため、都道府県等の道路財源に充てることを目的として、製造場または保稅地域から揮発油を引き取る者その他揮発油税を徴収されることとなる者に対し、揮発油一キロリットルにつき四千円の税率の地方道路税を課することとする。この地方道路税の創設に伴い、揮発油税の現行税率一キロリットルにつき一万三千円を一萬一千円に引き下げることを政府原案としておりましたが、衆議院におきまして、地方道路税の税率を一キロリットルにつき二千円に修正されたとともに、本年度における経過措置についても所要の修正が行われた次第であります。

地方道路税は、同じく揮発油の引き取り等に対して課される揮発油税にあわせて徴収し、またあわせて還付もしくは充當を行う等、できるだけ徴収手続が複雑とならないよう所要の規定を設けております。

なお、地方道路税収入の全額は、都道府県に譲与されるわけであり、その譲与に關する法律は、別途御審議をお願いすることとなっております。

以上地方道路税法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。何とぞ御審議のうえ、すみやかに賛成されんことを切望してやまない次第であります。

○委員長(青木一男君) 次に地方道路譲与税法案について、提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(川島正次郎君) ただいま、議題に供されました地方道路譲与税法案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

すでに一昨年にございまして、道路整備費の財源等に關する臨時措置法が制定され、揮発油の大部分を使用して運行される自動車に道路を損傷いたしましたことから、揮発油税による収入は道路整備の財源に充てるべきものとされ、また昨年度におきましては、昭和二十九年度の揮発油譲与税に關する法律が制定され、揮発油税収入の三分の一を都道府県及び五大市に道路に關する費用の財源として付与いたしましたことは、御承知の通りであります。

しかしながら、この揮発油譲与税の制度を恒久的の制度といたしますことは、国の道路財源としての揮発油税との間に相當の調整をはかる必要があり、また、さしあたりこれを昭和二十九年度限りでいたし、自來昭和三十年度以降の措置について鋭意検討を加えて参つたのであります。

今ここに道路行政の実態を見まするに、自動車の利用度のきわめて多い国道及び都道府県道の維持管理の責任者は、都道府県及び五大市またはその長であり、これらの道路の維持管理に要する費用も原則として都道府県及び五大市の負担となっており、その額は決して少くないのであります。また道路整備五カ年計画の実施に伴う費用のみならず、この計画にとり上げられていない一般の都道府県道のその他の道路の改築、修理等に關する費用も多額に上つてゐる現状であります。従いまして、ここに恒久的の制度として地方道路税を創設し、その収入額の総額に相當する額を都道府県及び五大市に對してその区域における国道及び都道府県道の面積を基準として譲与し、その使途については道路に關する費用に充てなければならぬものとする。地方道路譲与税制度をとることにより、国道及び都道府県道の維持、修繕、改築等のための自主的財源を与えることと、他面國庫補助金制度に伴い勝ちな弊害をできるだけ排除したいと考へたのであります。これが今回地方道路譲与税制度を設けようとする趣旨であります。以下この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、地方道路譲与税の額であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路税の収入額に相當する額とし、これを都道府県及び五大市に譲与するものとしております。その額は昭和三十年度は七十三億円であります。

第二は譲与の基準であります。それぞれの都道府県及び五大市の区域内にある国道及び都道府県道の面積に按分して譲与するものとしております。なお、この道路の面積につきましても、各都道府県の道路の面積とそれに要する経費とは必ずしも正比例しませんが、職員による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長等により、これを修正することができるといふことといたしております。

第三は譲与時期であります。地方交付税及び入場譲与税の交付または譲与時期との調整をはかりまして八月、十二月及び三月の三回とし、地方道路譲与税が地方道路譲与税の実績に基いて譲与されることにかんがみ、原則として前四カ月間に収納した地方道路税の収入額に相當する額を譲与することといたしております。

第四は、地方道路譲与税の使途であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路譲与税は道路に關する費用に充てなければなりません。道路に關する費用である限り、特にその範圍を限定するものではありません。で、道路整備五カ年計画の對象になつてゐるかどうかにかかわらず、広く道路事業に充てることのできるものとしたのであります。

以上地方道路譲与税法案につき、その提案理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります。これらのはか地方道路譲与税の會計につきましても、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がありますので、別途關係法律の改正案を用意いたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法律案の成立をみますよう、お願いいたします。次第であります。

○委員長(青木一男君) 続いて、地方道路税法案の衆議院修正案について、衆議院の修正案提出者より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(内藤友明君) ただいま議題になりました、地方道路税法案に對する衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、政府原案では、地方道路税の創設に伴い、揮発油の消費に對する税負担が一キロリットルにつき二千円増加することになっているのでありますが、自動車運賃その他揮発油消費者の負担の現況等に鑑み、これをとりやめ、地方道路税の税率が一キロリットルにつき四千円とあるのを、二千円に修正することとしたのであります。なお揮発油税の税率については、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定された趣旨にかんがみまして、道路整備五カ年計画の財源を確保するため、政府原案の一万一千円をそのまま認めることが適当と考えたわけでありました。

修正の第二点は、右第一点の修正に伴う地方道路税収入の減少が地方財政に与えるべき影響が大きくなり、しかも昭和三十年度予算がすでに成立した今日、他にその財源不足を補てんすることとも困難と考えられますので、地方道路税の創設前、すなわち昭和三十年四月一日から七月末日までに課せられる揮発油税二万三千円のうち四千円に相当する部分を、地方道路税九千円に相当する部分を揮発油税として国税収納金整理資金に受け入れるものとみなすことに修正いたしまして、昭和三十年度における地方道路税の収入をほぼ政府原案において予定した額と同額とすることによつて、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一万一千円及び二千円と定めたことに伴う本年度の地方道路税の不足を經過的に補てんし、地方財政に困難を加えないこととしたのであります。

修正の第三点は、この法律案の慎重審議に相当の時日を要しまして、すでに政府原案におけるこの法律の施行期日の七月一日は経過しておりますので、八月一日からこの法律を施行することとしたのであります。

以上がこの修正の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) これより二案について質疑をいたしますが、なお政府側より、ただいま大蔵省から一萬田大蔵大臣、渡邊主税局長、原主計局長、自治庁より川島自治庁長官、奥野税務部長、建設省より竹山建設大臣、富樫道路局長、運輸省より河野運輸政務次官、津守自動車局整備部長が出席いたしております。どうぞ質疑をお願いいたします。

○湯山勇君 昭和三十年度における揮発油の消費見込みですが、これにつきましては、通産省の方では二百六十八万キロリットルというよりな計算を出されておられますが、今こへ出されたもので見ますと、それよりもだいぶ下回つております。これは年度当初お立てになった案であるから、この資料に出ておるような算出をなさつたのかと思ひますけれども、もう今では七月になつておりますから、もう少し正確な本年度の見通しが立つておるのかと思ひます。どうも、それとして今日の段階において、本年度のこの引取数量なり、あるいは課税対象となるガソリンの量ですね。一つお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) お答えいたします。通産省の方で二百六十八万キロリットルという一応見積りをしてございますが、この部分をきさいに検討して参りますと、これはまあ年度における消費量でございまして、われわれの方で二百三十五万キロリットルという数字を出しておりますのは、大体輸出の量が、庫出しされる量が二百五十万キロリットルという数字をもとにしております。で、御承知のように航空用の揮発油につきましては、これが免税になつておりました。それが約五万キロリットル、これはまず予算の二百三十五万ですか、その算出の基礎でございまして、二百五十万キロリットルというものが庫出しされることを一応予想しまして、その中で五万キロリットルが航空用揮発油、これが免税であるという点が一点。それからこれは御承知だと思ひますが、現在の揮発油税法によりまして、三・七割の欠減率というものが考えられておりました。その分だけが税の方からはずれて参ります。従ひまして、二百四十五万キロリットルから三・七割の欠減を差し引きました数字が現在の予算の基礎の数字になつております。

そこでその次に通産省の二百六十八万キロリットルとわれわれの方の基礎になつておる二百五十万キロリットル、これがどういふわけで食い違つておるか、この点につきましては、通産省の報告の分につきましては、第一に繰り越し分を本年度内に相当分分に使うことが一応敷の中に入つております。本年度への繰り越しと、それから本年度から来年度への繰り越しと、その繰り越しが相当減になつておるといふことが第一。それから第二の点としましては、揮発油税は御承知のように、二カ月半税金の入るのをおくられて参つております。従ひまして尻上りに大体数量がふえて参りますという予想が前提になつておるわけでございまして、その分は、その増加した分がやはり一部分しか入らない、こういうような問題が実はあるわけでございまして、その数字だけ合算して参りまして、約三万キロリットルぐらゐの開きがあるわけでございます。二百三十五万キロリットル、まだ年度の途中でございまして、われわれの方の予算見積りがどの程度正確さを持つておるかということにつきましては、われわれはそれを再検討するほどにはいっていませんと思つておりますが、最近の実績を昨年の実績とつづつと突き合はして参りますと、まあ約一割ぐらゐの庫出しがふえておるのでございまして。昨年は二百四十万キロリットル、欠減前で二百四十万キロリットル、ですから従ひまして、課税になりますと二百二十四、その実績につきましては、最近まあ数字を見ても参りますと、約一割ぐらゐふえておるといふことはその数字で将来伸びて参るといふことは、われわれの方で現在見積つておる数字に對しまして、今のところはわれわれも自信を持つておりませんが、あるいは十萬キロリットルぐらゐ消費がふえる可能性があるかもしれない。課税の上で十萬キロリットルか、せいぜい十五萬キロリットルだと思つておるのであります。その辺のあたりは懸念が出てくるかもしれない、かように考へております。

○湯山勇君 ただいまの御説明では、大体十萬キロリットル程度は課税対象がふえるのではないかと御説明でございまして、今同僚議員の方で政府原案がかなり大きく修正されておりますが、これに伴つて道路計画にいたしまして、その他についても、いろいろ変更されなければならない、あるいは影響を受ける部分が出てくると思ひますが、これは大蔵、自治、建設省それぞれの立場において、今回の修正によつてどういふ影響を受けるか、御説明いただきたいと存じます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 建設省の立場でございまして、御質問にお答えをいたしたいと思ひますが、ただいま衆議院の修正の説明がございましたが、その説明と同時に、衆議院においての付帯決議をいたしまして、

一、昭和三十年度の道路整備費(労働省所管の特別失業対策費を含む)については、揮発油税収入額にかかわらず予算計上額通り必ず実行すること。

二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第三條第二項(に規定する三十年度の揮発油税収入実収額の計算においては、一キロリットル当り一万一千円にて徴収されたものとみなして計算すること)。

三、本法修正案によれば、昭和三十一年度以降の地方道路財源については不足を生ずるも右については適切な財政的措置を講ぜられたい。

右決議する。

こういう付帯決議がついておりましたので、この付帯決議の第一項は、すなわち先般御審議御決定をいただきました三十年度道路予算は、すべてその予算通り実行しようということでありまして、この決議の趣旨は閣議においても大蔵大臣も了承されております。

○湯山勇君　さうしますと、この譲与
税を設定する理由として補助金制度の
弊害を除去すると、こういうことが一つ
あります。

の大きな眼目になっておるわけでございます。ところが今同譲手されたものをそういふふうに勝手に使うという中に補助金まで含むということになりまして、それは補助金制度の弊害を国からいけば府県へ移したというだけであつて、補助金制度の弊害を除去するという基本方針に反するおそれはないか、この点を一つ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 全体的に見まして、補助金制度の弊害はこれを除去したいとかやうに考えておりますが、道路に關する問題は、都道府県道を修理します際に、それに付ながつておる市町村道を當然修理しなければならぬ場合が起り得るのであります。そういう場合にはやはり補助金を与へることが必要が生じてきますので、その点は認めてゐるわけでありまして、例外としてはそういうことは起り得ると考えております。全体としましては、補助金制度の弊害はこれをできるだけ除去したい、こういう考えを持っております。

○湯山勇君 それでは長官の御答弁は、野ばなしに認めるのではなくて、今おつしやつたやうに、条件のもとに市町村に対する補助も認めるのだ、こういうことなんですか。先ほどの御答弁は何に使つても道路関係ならばよろしいのだから、どういふふうにも補助金に使つてもいいと、こういうふうにとれたのですが、今の御答弁は条件があるやうにとれますが、これはどうなんですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 別に条件といふほどのものじゃないのであります。実際問題といたしまして、府県道

を直しまして、それにつながる市町村道といふものが荒廃しておつたのでは一貫した道路政策がとれませんから、そういう場合は例外として認める、こういうわけで、条件ではないが、そういうことはあり得るのだ、こういうこととです。

○湯山勇君 例外としてですね。
○国務大臣(川島正次郎君) その通りです。
○湯山勇君 最後にお尋ねしたいことは、地方の道路について道路整備の財源がないために相当寄付行為によつてこれをやつておるといふやうな事実もあるやうでございます。従来どれくらいが寄付行為によつて、全国でどれくらいの額が毎年寄付行為によつて使われておつたか。つまり寄付行為によつて財源が充たされておつたか、これは何か資料があればお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 道路についてだけ寄付金を財源として実施したかといふことについては、調査いたしておりませんので、將來調査して数字が得られますならば、御連絡申し上げます。
○湯山勇君 それじゃ関係業者の寄付行為によつて道路財源を調達しておつたといふ事實は御存じでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) たとえばバス等の安全をはかりましたためにバス事業者が寄付をする、それを財源にして道路改善をするといふ例もございまして、それよりもむしろ道路の寄付金は部落全体にその事業費を分担させる、こういう意味の寄付がかなり多いのじやないかと思ひます。こういうふう

に思つております。われわれ是正をはかつていきたいと強く考えている点でございます。
○湯山勇君 それは資料は早急にできるのでしょうか。時期を相当要しますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村に關係する問題でありますので、かなりな期間をかせませんとわからないと思ひます。もし建設省の方で何か資料があれば、それからお答え願ひたいと思ひますが、相當の期間をかせなければならぬと思ひます。
○国務大臣(竹山祐太郎君) 湯山委員の御指摘の資料は実はまだ建設省にも整つておりません。事実としてはあるいは從來なかなかそういう問題があつたであらうといふことは想像をされまして、今回の三十三年度予算におきまして、できるだけ地方負担を軽くするといふ趣旨におきまして、国道につきましては従来三分の二を四分の三に、府県道につきましては従来二分の一を三分の二に改め、これで地方負担を約六十億近く軽減をいたすつもりであります。これは建設省としては相當思い切つたつもりでありまして、道路の延長がそれだけ縮小するわけでありまして、一方の要求にこたへるには反対の現象であります。私は地方財政の現状とにらみ合せまして、五カ年計画の基本をくずさぬ範圍において最大限度の地方負担を軽減をいたしまして、今湯山委員の御指摘のやうな問題を一日も早くなくするやうに、建設省の立場としての及ぶ限りの処置を講じておるやうな次第であります。

○湯山勇君 建設大臣に今のことに關連して一つお尋ねいたします。こ

ういふ道路行政はなるほど地方の道路だからと言つて全部地方まかせにすることよりも、この財源の配分に當りましても路面とか延長とか、いろいろ中央で調整配分しなければならぬ要素があると思ひます。それから自治庁長官が御答弁になつたやうに、府県道にしても、それに伴つた市町村道についても補助もなくなつてはならない。今日道路はそう切れ切ればらばらにされたのでは、こゝまでは道路がいろいろなところ、途中でまた悪くなつて、またよくなるという、一貫性を欠くことになると思ふのですが、こういうことについては、特にこの財源等に関しましては、むしろやはり一般会計なら一般会計で昨年のやうな措置をされて、あるいは道路行政の一元化をはかる、そういったやうなことにについてはどういふふうに建設大臣はお考えになつていらっしゃるか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 道路行政の立場から申せば、ガソリン税という目的税を実はもうはつきりと今日打ち出しておる以上は、これを財源とする道路行政は、お話の通りなるべく簡単にするのが最もいいと私も考えております。ただ昨年の、先ほど御指摘もありましたやうに、一旦三分の二を国が、三分の一地方へという昨年度の予算の配分に當りまして、非常に国会の中で議論が沸騰をいたしましたその結果といたしまして、三分の一を一応地方にはやるが、そのうちで先ほど御指摘の通り、三十一億だけは純粋の地方譲与税的なものとして、四十八億は本来ガソリン税として臨時措置法の対象となるべき五カ年計画の分であるという結果が国会の結論になりました。

ので、実は予算は地方に分けるやうに組んでありましたので、非常な変則的ではありましたが、三十一億を地方の純粋の今度のやうな財源に、四十八億は建設省の五カ年計画の内容として具體的な指示を与えるという行政措置を国会の御意思に基いてとりまして、従つて臨時措置法においてもこれは昨年度限りといふ条件をつけられたわけでありまして、そこで今年三十年度の予算編成に當りましては、私はいろいろ考えましたけれども、結局昨年の中身を見ますと、三十一億に當る分と四十八億に當る分とを實質的に考えますと、ちょうどガソリン税として一万一千四百、国の五カ年計画に該當して四十八億を含む額になつたわけでありまして、従つて三十一億に當る分を地方道路税としてはつきりと區別しようといふことに、大蔵省その他自治庁とも話がつきまして、今回の政府提案は一万一千四百と、四千四百といふ増税を含んだ地方道路税に正したわけでありまして、衆議院の修正によりまして一万一千四百と二千四百となつたわけでありまして、そういう非常な政治的な経過を経た問題でありますだけに、私は国会の御意思を尊重をして、ガソリン税はあくまでも一万一千四百をベースとして五カ年計画を完遂をする。そして二千四百は地方道路税として地方道路の財源に充てていく。従つてこれは地方道路全体の財源といふことであります。あくまでも當然道路に使うべきものでありますから、御指示のやうに、道路計画がそれによつて混亂をするなどということはないと思ひます。

五

ら、十分自治度、地方とも連絡をとり
まして、五カ年計画を優先的に行うこ
とはもちろんであります。同時に道
路の補修また五カ年計画の対象になら
ない道路につきましても、できるだけ
手を伸ばしてやっていくという趣旨に
おきまして、この地方の道路税を財源
として地方道路の行政を行なって参り
たい、かように考えておる次第であ
ります。

○早川愼一君 私は運輸委員の立場から政府に二、三質問をいたしたい。

まず第一に、毎年のガソリン税に対する税の見積りが過少であるというふうにわれわれは受け取っております。すでに今年政府の原案によりますという、一方国税は一万一千円に下げまして、他方四千円の地方道路税を創設される、そうして結局においては一千五千円の税収を見込まれておるのであります。これは先ほどからいろいろ政府当局の衆議院における修正の結果、いろいろ判断いたしてみますという、何か初めから過少に見積られて税率をかけられてるように考えられるのであります。毎年の実績によりまして、私は詳しい数字をここに持つておりませんが、ガソリン税につきましては自然増収が多い。今年度のごときは五十億に上る自然増収があったというのです。これはいかなる原因によつてか、よいことになりましたのか、私どもはどうも納得がいぬように考えられる。これについての政府の考案、並びに、今回の修正案によりまして十分予算に達成できるといってお見込であることをわれわれは確信しているものであります。御所見をお伺いしたい。

税の見積りにつきまして、どうも政府の見積りが少な過ぎるじゃないかというお話でございますが、昨年度の実績は約五十億ほどの増収がございました。この点につきましては、昨年度におきまして、揮発油税の延納期間を半月繰り上げたということ、従いまして実質的には昨年度の収入が十二カ月でなくて十二カ月半分入ったということも一つの原因だと思います。しかしそれにいたしまして、昨年の見積りがいかに少なかったということは、われ

われも反省せざるを得ないと思つてお
ります。本年におきましてはそういう
ことのないようにというつもりで、一
応先ほど申し上げましたような見積り
をしたわけですが、その後の
ガソリンの需要というものが、われわ
れの見積りをした時期に比べてまして、
ややさらに増加の傾向にあるというよ
うなことでありまして、現在の状態で
推移しますならば、ある程度の増収も
出てくるのじゃないかと、こういう見
積りにつきまして、できるだけ正確を
期するのはわれわれの任務でございま
すので、今後につきましてはこういう
ことのないように、できるだけ正確に
見積つていきたいと思つております
が、ただ何分見積りの時期が相当早い
ものでございますから、その後の経過
などで増加します分につきまして、多
少そこにズレができるということもあ
るわけですが、今後につきましては
それというところのないように、でき
るだけ努力したいと考えております。
○早川 慎一 君 今後見積りを確実にい
たしてもらうことはもちろんでありま
すが、なお重ねてお伺いいたします

か、政府の原案によりまして、かりに
一キロリッター一万五千円に税率が上
るといたしまして、どれくらいのカン
リンが値上げになるとお考えになつて
おりますか。実はいろいろな石油会社方
面の意向を聞きまして、金と、税率が
上つただけではなくて、金融におきま
しても、石油会社としては当然金融開
係から、どうしても税率が上つた以上
に値段を上げなくちゃならぬというよ
うなことを聞いておりますが、それ
に対するお見通しはどういうことす
か。

○政府委員（渡邊喜久造君） カソリン税を二千円上げた場合に、ガソリンの値段はどうかというのが第一点であります。これは税法の建前からいたしますと、消費税で、消費者に転嫁さるべきものでございますから、二千円上るということが一応予想されるわけでありまして、われわれ当時いろいろ各方面の意見を聞きまして、同時に、また需給の関係もありまして、同時に消費者対生産者の関係があって、二千円がさるさる上るということとはめったにないだろう、せいぜい半分の負担になるのじゃないだろうか、石油会社の収益の状況などから考えまして、一応そういう見通しもできるのじゃないかという話を当時聞いております。これは実際やってみたわけではありませんから、われわれとしてもどうなるかということのはっきりした見通しはできないわけでございます。

第二の税率が上りますと、それによって金融上の関係で、さらにそれ以上に石油会社の負担がふえ、従つて場合によつてはそれがさらに消費者に転嫁されるのではないか。この点につきま

しては先ほどもちよつと触れましたが、ガソリン税につきまして、現在引き取りの時期から徴収の時期まで二カ月半の猶予時期を置いております。この二カ月半というのは、当初実は三カ月でありましたが、その後各社の金繰りの状況、要するに出荷しましてから金が入りますまでの期間というものを調べて参りまして、どうも三カ月では長すぎる、二カ月半で十分だという結論を得まして、一応二カ月半ができてゐるわけでございます。従いましてその意味からしまして、税金の方の金利のゆゑに石油会社が特別な負担をしますとか、あるいはそれによつて価格が上るといふことは、われわれはちよつと予想しておらない次第であります。

○早川慎一君 重ねてお伺いいたしましたことは、まあ政府今度の原案が修正されました本院に回付されましたが、いかがになりますか——一応われわれといましては、政府原案があるものとして質問をしたいわけでありませう。そこで大体ただいま政府の御説明がありましたけれども、とにかく消費者に転嫁することはたしかなものであります。が、そういたしますという、現在の自動車、いわゆるガソリンを使用する業者につきましては、御承知の通りの状況でありまして、また政府の政策といしましては、低物価政策、鉄道運賃を上げずにやろうという政策と若干の矛盾がそこにあるのじやないかとかように考えておるのですが、この点に対するお答えを得たいと思います。

○政府委員（渡邊喜久造君） われわれの方で原案として、ガソリンにつきまして一万五千円の負担、二千円負

担増加をお願いしたときの気持といいたしましては、一応コスト計算的に計算して参りますと、バス料金において一・一％くらいの影響があるだろう、これは二千元がまるまるそのままガソリンの値上りになったということを前提にしてお話でございます。それからトラク関係において〇・七％程度の影響はあるであろう、まああれわれが業界の事情を全然知らないわけではありませんが、何分道路の負担関係からしまして、地方財政が非常に困っている状況でございますので、大体道路がよくなればトラク、バスのこれはこまかい話になります、修理費とか、あるいはタイヤとか、いろいろな関係におきまして、相当のプラスもありはせんかというような意味におきまして、一応業者の方には御迷惑ではございますが、何とかこの程度の御負担をお願いしたいというので原案を出したのであります、衆議院の御審議の結果はどうもそれはおもしろくないというので、現在本院に回付されたような案になっている次第であります。

○早川慎一君 最後は大蔵當局に、特別にお答え下さらなくてもよろしいのですが、その〇・七％とか何％とか影響することであらうと思うのでありますが、簡単に申しますと、実はそれだけ上った分が、現在の業者なり自動車を使用するものからすれば利益金の中から取られる、これが重大な問題で、お話のように転嫁ができればけっこうな見解が違ふようであります。今日はただいま修正案ができておりますから、私どもといたしましても一応修正案現状維持ということで承知いたしましたし

て、必ずしも目的税がそれほど、国税におけるほど反対すべきものであるかどうかという点については、それほど強く思っておりません。目的税と言いますのは、御承知のようにその経費を、使うことによって利益を受ける方が割合にこれを負担する、こういう負担をするけれども、それによって得た収入で、こういう事業ができる、こういういわば税の方で言う受益説と言いますか、その関係が割合はつきりしている場合によくこの税ができて、納税者の方に比較的納得して納めていた、きやすいということで、目的税の持つ一つの利点があるわけでありまして、揮発油に対して相当の負担をしていただくと、それはやはりそれが道路に使われるからということにおいてこれができている税であるという限りにおきまして、他の場合とや異つた性格がそこにあるのじゃないか、こういう意味におきまして、地方税であることや、それが揮発油に対する税であり、それが道路財源に使用されるものである、こういうふうな関係からいたしまして、地方道路税が一つの目的税であるということ、他の場合と異つて特に許され得る問題じゃないか、かように考えまして、われわれ御提案申し上げている次第でございます。

それから第三の御質問でございますが、どうせ揮発油にかかる負担であるから、何もこういう二つの税にわけなくても揮発油税一つにしなして、その中の一部を譲与すると、こういう関係をとつたらそれでいいんじゃないか、これは考えようによつてはお説の通りでございますが、昨年一応そういう考え方をとりました法案が、一年限りで

臨時の措置になつた、いろいろ御批判を受けたわけでございます。われわれとしまして、さらにいろいろと検討しました結果、やはり地方財源として一つのはつきりしたものにすることを、国の方で一つにとつて分けましても、地方道路税という形で課税する方が明確になるんじゃないだろうか、というふうな意味におきまして、地方の財源をはつきり確保する意味におきまして、昨年御提案申し上げました形よりも、今度の地方道路税の形の方がよりいいんじゃないか、こういう意味におきまして、今度の御提案を申し上げた次第であります。

○森下政一君 ただいまの御説明で私が新たに了承し得ましたことは、地方税の場合においては目的税といったようなものを創設しても、ある限られたことにはつきり使われるということが明瞭である限りにおいては納税者側の納得が得やすいと思う、一向差しつかえないことだという御見解を大蔵当局が持つておられるように承知いたしました、その心得ましてよろしくございしますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一向差しつかえないと言われますと、少しどうかと思ひますが、過去におきまして御承知のように都市計画税というふうな税があつたこともございまして、その目的、同時にその負担の対象というものの連繫などを考えまして、そこに当然無理のない考え方ができるならば、目的税というものも地方税として存在することは許されていいのじゃないか、かように考えております。

○大倉精一君 私は運輸委員の立場から、ちよつと将来の参考までにお伺いしておきたいと思ふのですが、現在の全国車両数は大体昭和二十九年の二月現在におきまして百七万三千二百八十四両、三十年の二月現在におきまして百三十四万二千七百両、こういう場合に私の調査ではなつておりますが、間違ひございませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) ただいまその登録台数につきましての最近の資料はちよつと手持ちがございせんので、お答えいたしかねます。

○大倉精一君 私が調査しました結果はそういう結果が出ておりますが、現在一両当りのガソリンの消費量ですが、これを二十九年二月の車両数と課税キロから計算してみますと、大体二・二七キロワットというのが一両当りの年平均の使用量になつておりますが、大体そういう数字で間違ひありませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今のお話は大体われわれも同じような考え方をしております。

○大倉精一君 そうしますと、三十年二月末の車両数が百三十四万二千両としますと、その消費量をかけますと、大体三百四万キロワットというのが今年度の需要となるのじゃないか、こういう場合に私は計算しておるわけですが、そこでその使用キロから三・七割を、大蔵省でございまして、三・七割を、大蔵省でございまして、

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれの方で承知しております数字は、今年度の消費量といたしましては、全体として先ほどお話ししましたように、通産省の数字が二百八十六万キロワット、これは消費でございまして、課税の面になりますと、そこに相当誤差が出て参りますことは先ほど申し上げた通りであります。今お話の二百九十何万キロワットというの、われわれのちよつとよその省の数字としてもまだ何つたことのない数字でございします。

○大倉精一君 私はよその省はどうか知りませんが、私は自分で計算するとそういうことになる。つまり今あなたがおつしやつたように、大体二・二七キロワットというのが年平均一両当りの使用量である、そうであれば、大体三十年の二月における車両数にそれをかけてみますと、大体三・七割と考へて、そういう数字が出てくるのじゃないかと考へますが、それは間違ひであるかどうか。そういう数字が出てくるというのなら、その理由について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私の方で承知いたしております数字としましては、運輸省の自動車局で自動車用として本年度使用量というのが先ほどの二百六十万キロワットのうち、二百四十九万キロワットだと思ひます。それを自動車局としては、応使用の数量として予定している、こういうふうなわれわれの方に連絡がございします。今お話になりました登録台数にすぐかけ参りますやう方は、登録台数の中で相当休んでいるものとか、いろいろなものがあるのじゃないかと思ひます。もつとも平均のときに、それも人

○大倉精一君 休車があるというお話でございしますが、その一両当りの二・二七キロワットというのは二十九年二月の登録車両数とそれから課税キロから割り出したところの平均キロ数であります。従つてそういう面からみまして、当然この三十年二月の登録車両数にかけたら、いろいろものから、大体予想される使用量が出てくるのじゃないかと思ひますが、これは間違ひではありませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二・二七とわれわれが承知しておりますのは普通の自動車の場合でございまして、登録台数の中には最近の軽自動車も相当入つております。どうもあるいはもう少し数字をつき合せてみなければならぬかもしれないが、今の数字はわれわれの方としてはちよつと理解されていい数字であると思ひます。

○大倉精一君 私が二十九年の二・二七キロワットというのを出したのは、そういうものを全部含んだ平均使用量であります。従つてその数字を三十年二月現在の車両数にかけて大体本年度の使用量を想定しても大した間違ひじゃないのじゃないか、こういうふうな私は考へておるわけですが、かりにこれが大した間違ひでないとしても、政府原案に対して非常に大きな誤差が生じて参ります。たとえば私の計算による二百九十二万キロワットと大体現行率で三百八十億という税収総

れての平均であれば、またちよつと話が別であります。ちよつとわれわれの方では今の数字は聞いてもおりませんし、それでいいというふうには納得いたしかねる数字でございします。

○大倉精一君 休車があるというお話でございしますが、その一両当りの二・二七キロワットというのは二十九年二月の登録車両数とそれから課税キロから割り出したところの平均キロ数であります。従つてそういう面からみまして、当然この三十年二月の登録車両数にかけたら、いろいろものから、大体予想される使用量が出てくるのじゃないかと思ひますが、これは間違ひではありませんか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二・二七とわれわれが承知しておりますのは普通の自動車の場合でございまして、登録台数の中には最近の軽自動車も相当入つております。どうもあるいはもう少し数字をつき合せてみなければならぬかもしれないが、今の数字はわれわれの方としてはちよつと理解されていい数字であると思ひます。

○大倉精一君 私が二十九年の二・二七キロワットというのを出したのは、そういうものを全部含んだ平均使用量であります。従つてその数字を三十年二月現在の車両数にかけて大体本年度の使用量を想定しても大した間違ひじゃないのじゃないか、こういうふうな私は考へておるわけですが、かりにこれが大した間違ひでないとしても、政府原案に対して非常に大きな誤差が生じて参ります。たとえば私の計算による二百九十二万キロワットと大体現行率で三百八十億という税収総

額が出るのじゃないか、こういう工合に計算が出てくるわけです。従つて政府の予定されるものの三百三十二億というのは、大体現行率の一万三千円であつて二百五十万キロワットあれば十分この目的が達せられる、こういう計算になりますので、非常に差が大きいので、政府原案のこういう資料の作成について一つ御説明を願いたい。私の計算と非常に違ふところに対しまして、どういふわけで違ふのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 昨年二十九年におきまして自動車の揮発油の消費の数量は約二百二十三万キロワット、こういうふうに考えられます。そうしてその台数の関係からしまして、私の方の手もとにございますのは、二十九年の十二月でございますが、今のお話のように軽自動車などを全部入れましてその登録台数を見て参りますと、百三十一万台、これで割つて参りますと、一・八といったような数字になります。先ほどの二・二七という数字は、われわれの方でそれが大体そのような数字であらうと申し上げましたのは、普通自動車についてわれわれが考へてゐる数字が大体そういう数字になつておりましたので、その数字に御同意申し上げたのでございまして、今だんだんお話を伺つて参りますと、とにかく登録台数でもつて使用数量を割つてみました場合、その数字はどうなるかということになりますと、われわれの方の実績で計算して参りますと、一・八という数字になるわけでございます。

○大倉精一君 その一・八というのは、登録台数の一台当りの消費量ですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 自動車の二十九年度におけるガソリンの消費数量を二十九年末における登録台数で割つて得た数字であります。

○大倉精一君 これは私まあ詳しい資料を持つておりませんが、私は二十九年二月現在の登録車両数と、それからこの資料から割り出して二・二七キロワットというのが出てきたのであります。非常に大きな開きがあると思ひますが、これは私の方の計算の間違いでございませうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) お話しの数字を少し間違ひであると断定するの私も私はいささか早いと思ひますが、今申し上げましたように、われわれの方で持つております昭和二十九年の自動車のガソリンの消費見込み数量を二十九年度の二月現在における登録でやつていらつしやる。その消費見込み数量は先ほど申し上げましたように二百二十三万キロワット、それから登録車両の数は百三十万でございませうか、これで割つて参りますと一・八キロワットになる。これはわれわれの方の数字はその意味において正確なものと思つております。

○委員長(小笠原二三男君) 他に御質疑もないようであります。本連合審査会はこのをもつて終了することに御異議ございませんか。

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

ではこれにて散会いたします。
午後三時五十二分散会

昭和三十年八月八日印刷

昭和三十年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局